

平成31年第2回教育委員会臨時会
(2月15日開会)

台東区教育委員会

日 時 平成31年2月15日(金)午後5時14分から午後5時38分

場 所 教育委員会室

出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	高森 大乘
委 員	末廣 照純
委 員	樋口 清秀

説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	田中 充
庶 務 課 長	小澤 隆
兼 事務局副参事	
学 務 課 長	山田 安宏
児 童 保 育 課 長	佐々木洋人
放課後対策担当課長	福田 兼一
指 導 課 長	小柴 憲一
教育改革担当課長	倉島 敬和
兼教育支援館長	
生涯学習課長	吉本 由紀
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	宇野 妥

日 程

日程第1 議案審議

第6号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 報告事項

(1) 教育改革担当

ア 「学びのキャンパス台東 アクションプラン」について

2 その他

午後5時14分 開会

矢下教育長 ただいまから、平成31年第2回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

また、垣内委員は、所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する報告第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。本日の会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

日程第1 議案審議

第6号議案

矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

第6号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

指導課長 それでは、第6号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、提出するものでございます。

平成30年7月6日に公布されました、「働き方改革を推進するための関係法律整備に関する法律」により改正された労働基準法で超過勤務の上限が定められ、これを基に今年1月25日付で、文部科学省初等中等教育局長の通知、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定についてが発出されたことに伴い、所要の整理を行うために提出するものでございます。

はじめに、資料にはございませんが、本議案に係る労働基準法の改正内容等の背景についてご説明いたします。労働基準法では、これまでも労働時間の上限はありましたが、罰則による強制力がなく、また、特別条項を設けることで、上限なく時間外労働を行わせることが可能となっておりました。今回の改正によって、罰則付きの上限が法律に規定され、さらに臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることのできない上限が設けられました。ただし、教員はこの規定の適応除外となっており、また、教員が行う超勤4項目以外の時間外業務は、超過勤務命令に基づかないことになっておりますので、働き方改革の趣旨が、法令上反映されていません。そこで、文部科学省は、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを制定し、超勤4項目以外の業務も含んだ業務時間について、服務監督権利者である教育委員会が上限を定めるよう求めています。

それでは、前置きが長くなりましたが、本条例の具体的な改正内容について、ご説明いたします。資料の3枚目、新旧対照表をご覧ください。

まず、第10条第1項は、下線部の括弧書き部分を加え、この段階で超過勤務というもの

を定義しております。次に、第10条第2項の新設につきましては、超過勤務の上限時間を教育委員会規則に委任する旨を定めるものでございます。なお、第10条に第2項が新設されることに伴い、これまで超過勤務の定義に第10条を引用していた条例を、第10条第1項と改めます。引用している条例は、裏面になりますが、幼稚園教育職員の給与に関する条例、そして下段の幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例。いずれも一部改正でございますが、こちらになります。

今般、区長部局で本制度を導入する動きがあることから、これに合わせて改正するものでございます。

この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議賜り、可決賜りますようお願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

高森委員 ここでいう東京都台東区幼稚園というのは、具体的に何を指すのでしょうか。学校教育法で定めるところの公立幼稚園・こども園ということでしょうか。

指導課長 台東区の公立幼稚園ということでございます。

高森委員 そうですね。区立ですよ。

指導課長 はい。

矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

矢下教育長 これより採決をいたします。本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

日程第2 教育長報告

1 報告事項

(1) 教育改革担当 ア

矢下教育長 次に日程第2、教育長報告に入ります。

報告事項を議題といたします。

教育改革担当のアについて、教育改革担当課長、報告をお願いします。

教育改革担当課長 それでは、私からは、「学びのキャンパス台東 アクションプラン」について、ご報告いたします。本件につきましては、先日、1月15日に行われました会で、原稿のアクションプランを1年延長し、平成31年度版のアクションプランを策定することについて、ご報告を申し上げたものでございます。この度、アクションプランの冊子案ができましたので、ご報告するものでございます。

資料1をご覧ください。項番1、期間の延長についてでございます。原稿の「学びのキャンパス台東 アクションプラン」は、平成28年度から平成30年度で計画期間終了いたしま

すが、来年の秋にかけて学校教育ビジョンを策定していることから、平成31年度は現行のアクションプランを1年間延長いたします。また、策定中の学校教育ビジョンに基づき、新たに平成32年度から3年間の計画期間で新しいアクションプランを来年度に策定してまいります。

項番2、計画案についてでございます。恐れ入りますが、別紙、冊子になっておりますが、「学びのキャンパス台東 アクションプラン 平成31年度」をご覧ください。

(1) 計画案策定についてでございますが、現行の作成に当たりましては、事業各担当課と連携をいたしまして、各事業の平成30年度末の見込み及び平成31年度の目標値を調査いたしました。調査の際には、毎年実施しております、点検・評価の結果を考慮して目標値を算出してもらっております。31年度の目標値につきましては、現行に比べて高くなったものもあれば低くなったものもございますが、基本的には現行の計画の延長であることから、結果として、大半が同じ数値となっております。事業担当課とのやりとりは、今年度5回ほど実施しております、この平成31年度版に反映をしているところでございます。

(2) 計画案の概要についてでございます。事業数は、現行257事業より、3事業ほど廃止または終了の事業がございました関係で、表の下段、合計にあるとおり、254事業となっております。

先ほどお伝えしました冊子の20ページをお開きいただけますでしょうか。この冊子の20ページ、下、1-(3)- 道徳副読本の配付という事業でございます。ご覧いただければと思いますが、廃止終了事業の一例としてお示しします。道徳の特別な教科化に伴いまして、平成31年度から終了になってございます。このような廃止事業が三つあるということでございます。

最後になります。資料1にお戻りいただければと思います。項番3、今後のスケジュールについてでございます。本件は、区民文教委員会にも報告いたします。さらに平成31年3月末に、アクションプランの平成31年度版を発行いたします。冊子ができあがりましたら、教育委員の皆様にも配付いたします。

報告は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問がございませんか。

樋口委員 すみません、基本的には異存はないということになりますが、最近ちょっと、大学を含めて、読書量が大幅に減っております、学生なんか聞くと、本さえ知らないという。図書館にもいかないし、本屋さんにもいかないという。特にこの副本の配付の停止はいいんですけども、これにかわる、いわゆる情報提供は、やっぱり引き続きすべきだろうと思います。こういう本は何の役に立つのかというのは、やっぱり教えないと。大学のほう話をさせていただくと、私が理事長をやっている生活協同組合については、教員が積極的にサイエンスカフェを展開して、そこに1年生を勧誘して本を読ませています。

こっちからとにかく本を読みましようよと言わないと、大学生でも読まないような状況になっております。この活動については、京都大学は大変成功している事例でありまして、

これも京都大学の教授が、積極的に学生に対して、学部関係なく、こういう本を読みましようという話で、半期で大体5冊くらいの本を読ませて、お互いに議論をしていくと、なるほどこんな本がありました。これはこうやって読むんですかというのを理解して、その後の勉強がスムーズにいく、自分の将来もうまくいくということが、大学では、特に西のほうでは起こっています。まさに重要なのは、副読本を出すということもいいんですが、やっぱり情報提供をして、こういう本があるから読んでみたらというところを言わないといけないと思います。

教育改革担当課長 説明が不足している部分がございます、追加をさせていただきます。

教科化になったということで、国から教科書がまず配付されるということでございます。それに伴って副読本が廃止と。あと、本区では、支援館のほうで、「こころざし高く」という道徳に資する書物を発行して学校のほうに配っておりますので、道徳の時間や朝の読書の時間とか、そういうところでも活用をしていただくということになっております。

指導課長 読書のことにつきましては、アクションプランにもありますけれども、読書活動の充実という授業や、読書週間定着のための取り組みの充実などでも取り組んでいきたいと思っております。また、一事例といたしましては、学校によっては、学校がお勧めする本10選のようなものを提示して、保護者にも関心を持ってもらって、読書活動をしているところもありますので、委員ご指摘のようなご意見も、学校には周知していきたいと思っております。

高森委員 道徳の副読本の配付の文章についてですが、これまでの文章がそのまま使われていますが、この表現はこのままでよろしいですか。今回は廃止になるわけですが、整合性はこれでよろしいかどうか。あと、その後に「今後の道徳教科化に向け」という言葉があるのですが、これももはや、「今後の道徳教科化に向け」はもう生きていないと思うのですがいかがでしょうか。

教育改革担当課長 承知いたしました。修正いたしたいと思っております。

矢下教育長 直すことに関しては、これまでのこの計画では、30年度に達成しているということがわかるように、言葉のところはうまく、また調整させていただければと思っております。先生方にわかっていただけないというものは、区民の方々には絶対にわかってもらえないので。

末廣委員 要するに、道徳の教科書がもうそれなりに充実しているので、副読本は必要なくなるという、そういうことでしょうか。私はそういうふうには受け取ったのですが。

教育改革担当課長 教科書が国から配られるというところが、まず一番のところでございます。台東区で言えば「こころざし高く」という副読本を、あと東京都のほうでも道徳にかかわる副読本がありますので、本区としては、もう役目は終わっているというところで、配付は終了ということでございます。

末廣委員 新しい道徳の教科書というのは、相当のものができますよね。それに今まで

副読本で補っていたものが、大体みんなその教科書にちゃんと入っていると。同じようなものが教科書に入っていて、副読本を十分補えるということによろしいでしょうか。

教育改革担当課長 道徳の時間は、いわゆる副読本という読み物教材を活用した授業の方法もありますし、実際に外部から人を呼んで話を聞くという、いわゆるその内容項目に迫るために、資するための動機づけとして使っているものでありました。ですので、毎時間、副読本を使った授業をするということでは、以前はなかったということです。

ただ、今回教科化されたということで、国のほうで、年間の系統性を踏まえた教科書を作成して、それが無償で配布されるということであるということですので、副読本が必ず必要であったということは、実はなかったところでございます。

高森委員 「こころざし高く」については、これからもまた、ぜひ子供たちの目に触れるような場所に置いておいてほしいなという気はします。教材として使うか使わないかは別としても、そこにあることによって、子供たちの目に触れる機会が少しでもあれば、子供たち自身が主体的にそれを手に取って読むかもしれませんので、学校から全く無くすということは、できればしないでいただきたいというのが私の希望でございます。

矢下教育長 よろしいですか

(なし)

矢下教育長 それでは、教育改革担当のアについては、報告どおり了承願います。

2 その他

矢下教育長 その他、何かございますか。

(なし)

矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の臨時会を閉じ、散会いたします。

午後5時38分 閉会